

## 熊本県土砂災害警戒情報の暫定基準廃止および発表基準変更について

「平成28年4月14日および16日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震」の影響を考慮し、熊本県内の一部の市町村において、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げた暫定基準での運用を行っていますが、平成29年の梅雨期から台風期における土砂災害発生状況と降雨の状況ならび土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案し検討した結果により、土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し通常基準に戻すこととします。

また、熊本県と熊本地方気象台では、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長による防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応の支援および住民の自主避難の判断等への利用を目的として、平成19年8月31日から熊本県土砂災害警戒情報の発表を行っています。

今般、熊本県と熊本地方気象台では、平成15年から平成25年までの過去11年間の災害の発生状況と降雨の関係を調査のうえで、土砂災害警戒情報の発表基準を変更することとします。

基準を変更することによって、より適切な時期に必要な市町村を対象として土砂災害警戒情報を発表することが可能となり、市町村における避難勧告等の防災対応の判断および住民の自主避難を効果的に支援することが期待されます。

また、基準変更にともない、土砂災害警戒判定メッシュ情報（別紙の※参照）についても、より適切な判定結果となるため、避難対象地域の絞り込みを的確に支援できるよう改善されます。

基準変更日時等は下記のとおりです。

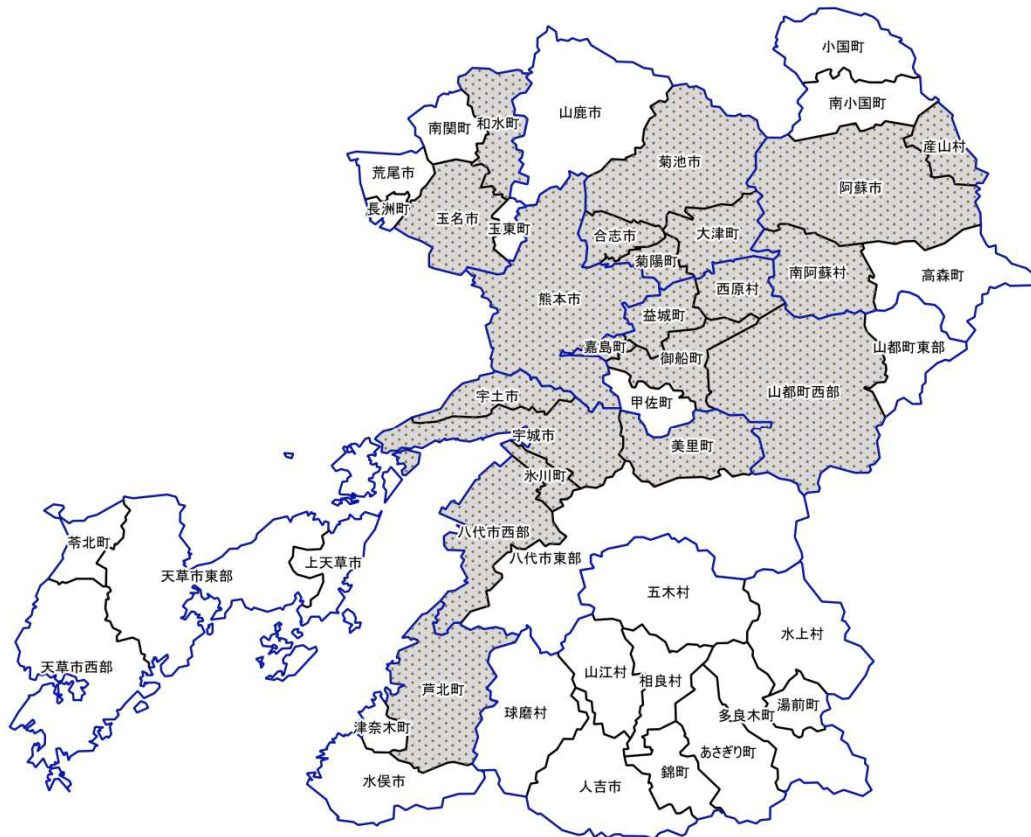
### 記



- 1 暫定基準を廃止及び発表基準を変更する日時  
平成29年12月20日13時
- 2 暫定基準を廃止して通常の見発表基準とする地域（別紙に図示）  
熊本市、玉名市、和水町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町、御船町、西原村、八代市西部、宇土市、宇城市、氷川町、美里町、山都町西部、阿蘇市、南阿蘇村、産山村、芦北町  
これにより、熊本県内の市町村は全て通常基準となります。
- 3 発表基準変更の範囲  
熊本県内の全市町村

（本件に関する問い合わせ先）

熊本県土木部河川港湾局砂防課 松尾（電話 096-333-2553）  
熊本地方気象台 大守（電話 096-324-3283）

土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止する地域



-  暫定基準を廃止し、通常基準に戻す地域
-  通常基準の地域

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

熊本県統合型防災情報システム 土砂災害危険度情報：

<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/GmnDsp.exe?M90A0S0N1P16>

気象庁HP：土砂災害警戒判定メッシュ情報

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>